

令和3年度沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス・アドバイザー委員会（第2回）の議事概要について

1. 日 時：令和4年3月14日（月） 13時30分～15時00分
2. 場 所：沖縄総合事務局4階 事業審査室
3. 委 員：委員長 照屋 兼一 （弁護士）
委員 小池 真由美 （公認会計士）
委員 小濱 武 （沖縄国際大学講師）
4. 議 事：
 - ・令和3年度 開発建設部コンプライアンス推進計画の実施結果
 - ・九州地方整備局・北海道開発局の不正事案を受けての当部の対応
 - ・令和4年度における新たな取り組み（案）
 - ・令和4年度 開発建設部コンプライアンス推進計画（案）
5. 各委員からの主なご意見等
 - 不正事案を受け職員へ向けて通報制度を周知していくということであるが、事業者に対しても同様の取り組みが必要と考えるがいかがか。
 - 事業者が出入りする入札室へ通報制度フロー図を掲示している。また、入札者や受注者に対しても、都度、文書を配布し周知を図っているところ。
 - 内部監査とは具体的にはどのようなものか。体制、実施期間など。
 - 当局においては、主任監査官および監査官の3名体制で各事務所の監査を実施している。内容はコンプライアンス、業務改善、業務の効率化等について監査項目を作成し、関係書類のチェックとヒアリング、現場での確認などを実施している。
 - 内部監査を毎年度実施している中で、九州地方整備局事案は数年間発覚しなかったわけだが、いかがか。
 - これまでの監査は金額の大きい工事、業務が対象であった。今回の不正事案である少額随意契約は100万円以下であり、少額であったことからあまり重要視していなかったという面がある。今後は少額案件についても監査対象としていく所存である。
 - 「コンプライアンス・メール相談窓口」はハラスメントについても相談を受け付けるということか。ミーティングの中でハラスメントに対し具体的な対応がわからないといった意見があるので、メール窓口は分かりやすい名称にし、周知を図ってもよいのでは。
 - ハラスメントについては、本局及び各事務所にハラスメント相談員が配置されているが、直に相談員に相談しにくい案件もあると考えられるので、メールで受け付けた後、相談員につなぐ窓口としている。今後、ミーティングや課内会議の場を用いて周知を図り、名称についても再考したい。

以上